

# 不動産の取得に

不動産の取得に対しては、一般的には不動産取得税が課税されます。また、取得の原因によっては相続税又は贈与税が課税されます。

この反面、一定の要件に該当する住宅等を取得したときは、所得税や個人住民税の特別税額控除が受けられます。

## 不動産取得税（県税）

家屋を建築（新築・増築・改築）したり、土地や家屋の売買、交換、贈与等によって不動産を取得した人に、取得時に1回限り課税される税金です。

なお、相続により取得した場合には課税されません。

### ■税額の計算方法

$$\boxed{\text{不動産の価格} \\ \text{(課税標準額)}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

#### ・税率

区分	不動産の取得日		
	H15.4.1からH18.3.31まで	H18.4.1からH20.3.31まで	H20.4.1からR9.3.31まで
土地		3%	
住宅		3%	
住宅以外	3%	3.5%	4%

### ■宅地評価土地を取得した場合の課税標準の特例

宅地や宅地比準土地を取得した場合には、次のような特例があります。

土地の取得の時期	課税標準額
平成9年1月1日～令和9年3月31日	土地の価格×1/2

## ■不動産の価格

不動産の購入価格や建築工事費に関係なく、国が定めた固定資産評価基準（固定資産の評価基準や評価方法などを定めたもの。）によって評価し決定された価格（これを「評価額」といいます。）をいいます。

## ■免 税 点

課税標準額が次の金額に満たない場合には、課税されません。

土 地	土地の取得 ..... 10万円
家 屋	建築（新・増・改築）による取得 ..... 1戸につき 23万円
	売買・交換・贈与などによる取得 ..... 1戸につき 12万円

## ■非 課 税

相続による不動産の取得、土地区画整理事業等での換地の取得、債権の消滅により譲渡担保財産の所有権が設定後2年以内に設定者に移転した場合の設定者の取得などについては課税されません。

## ■公共事業により収用された場合等の特例

土地収用法等による公共事業のために不動産を収用され、又は譲渡した場合、同一名義で代わりの不動産を2年以内に取得したときの課税標準額は、

$$\boxed{\text{代わりに取得した} \\ \text{不動産の価格}} - \boxed{\text{収用され、若しくは譲渡した不動産の価格} \\ \text{又は移転補償金の対象家屋の価格}}$$

となります。

また、収用され又は譲渡した日の前1年以内に、同一名義で代わりの不動産を取得していたときの税額は、

$$\boxed{\text{代わりに取得した} \\ \text{不動産の価格} \times \text{税率}} - \boxed{\text{収用され、若しくは譲渡した不動産の価格} \\ \text{又は移転補償金の対象家屋の価格} \times \text{税率}}$$

となります。

※ 代わりの不動産の取得であることを、必要書類を添えて申告していただく必要があります。

## ■住宅を取得した場合の軽減措置

次のA、Bの住宅を取得した場合には、その住宅の価格（固定資産の評価額）から一定額が控除されます。また、C、Dの住宅を取得した場合には、税額から一定額が減額されます。

### A. 新築住宅（増・改築を含みます。）を取得又は新築未使用住宅を購入した場合

1戸当たりの床面積<sup>(注)</sup>が50m<sup>2</sup>～240m<sup>2</sup>（賃貸共同住宅の場合は40m<sup>2</sup>～240m<sup>2</sup>）であれば住宅の価格から一定額が控除されます。

(注) 1戸当たりの床面積には、附属家・車庫等も含まれます。また、増・改築の場合は、増・改築後の住宅全体の床面積によります。

※ これに該当する住宅を以下「特例適用住宅」といいます。

#### ・控除される額（控除額）

1,200万円（最高） 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅の新築又は購入（新築未使用に限ります。）の場合（平成21年6月4日から令和8年3月31日までの間に取得した場合に限ります。） 1,300万円（最高）

#### ・税額計算

$$(住宅の価格 - 控除額) \times \frac{3}{100} = \text{税額}$$

### B. 耐震基準に適合する中古住宅を取得した場合

個人が、自分が住むために取得した中古住宅で、住宅の床面積が50m<sup>2</sup>～240m<sup>2</sup>であり、次のいずれかの要件に該当していれば、住宅の価格から一定額が控除されます。

- ① 昭和57年1月1日以後に新築された住宅であること。
- ② 昭和57年1月1日前に新築されたもので、新耐震基準を満たすことを証明<sup>(注)</sup>された住宅であること。ただし、住宅取得前2年以内に耐震基準調査等が終了したものに限ります。

(注) 証明を行うことができる者（建築士等）や証明書の様式など、詳しくは、県税局等（65ページ）までお問い合わせください。

※ これに該当する住宅を以下「耐震基準適合既存住宅」といいます。

### ・控除される額（控除額）

取得した中古住宅が新築された日	控除額（最高）
昭和29年 7月 1日～昭和38年12月31日	100万円
昭和39年 1月 1日～昭和47年12月31日	150万円
昭和48年 1月 1日～昭和50年12月31日	230万円
昭和51年 1月 1日～昭和56年 6月30日	350万円
昭和56年 7月 1日～昭和60年 6月30日	420万円
昭和60年 7月 1日～平成元年 3月31日	450万円
平成元年 4月 1日～平成 9年 3月31日	1,000万円
平成 9年 4月 1日以降	1,200万円

### ・税額計算

$$(住宅の価格 - 控除額) \times \frac{3}{100} = \text{税額}$$

### C. 耐震基準に適合しない中古住宅を取得後、耐震改修を行った場合

個人が、自分が住むために取得した中古住宅で、住宅の床面積が50m<sup>2</sup>～240m<sup>2</sup>であり、4ページの「B. 耐震基準に適合する中古住宅を取得した場合」に掲げる①、②のいずれの要件にも該当しないもの（以下「**耐震基準不適合既存住宅**」といいます。）を取得後 6か月以内に、耐震改修を行い、その証明を受け、かつ、居住することで、税額から一定額が減額されます。

### ・減額される額

取得した中古住宅が新築された日	減額される額（最高）
昭和29年 7月 1日～昭和38年12月31日	3 万円
昭和39年 1月 1日～昭和47年12月31日	4 万 5 千円
昭和48年 1月 1日～昭和50年12月31日	6 万 9 千円
昭和51年 1月 1日～昭和56年 6月30日	10万 5千円
昭和56年 7月 1日～昭和56年12月31日	12万 6千円

## D. 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅を取得後、改修工事を行った上で個人へ譲渡した場合

宅地建物取引業者が、平成27年4月1日から令和7年3月31日までに、新築日から10年以上経過した中古住宅（以下「改修工事対象住宅」といいます。）を取得した場合、取得後2年以内に、次の全ての要件に該当していれば、税額から一定額が減額されます。

- ① 一定の改修工事<sup>(注)</sup>を行うこと
- ② 改修後の床面積が50m<sup>2</sup>～240m<sup>2</sup>であること
- ③ 次のいずれかに該当すること
  - a 昭和57年1月1日以後に新築されたもの
  - b 昭和57年1月1日前に新築されたもので、改修後、新耐震基準を満たすことが証明されたもの
- ④ 改修後、個人へ譲渡し、当該個人の居住の用に供されること

（注）一定の改修工事とは、安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で、地方税法施行令附則第9条第1項で定めるものです。

### ・減額される額

取得した中古住宅が新築された日	減額される額（最高）
昭和29年7月1日～昭和38年12月31日	3万円
昭和39年1月1日～昭和47年12月31日	4万5千円
昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	6万9千円
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	10万5千円
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	12万6千円
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	13万5千円
平成元年4月1日～平成9年3月31日	30万円
平成9年4月1日以降	36万円

## ■住宅用土地を取得した場合の軽減措置

次の住宅用土地を取得した場合には、税額の全部又は一部が減額されます。

### 1. 減額を受ける要件

#### A. 特例適用住宅<sup>(注1)</sup>用土地を取得した場合

次のいずれかの要件に該当すること。

- ① 土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅を新築したとき（ただし、当該土地を取得した者が当該土地を引き続き所有している場合又は当該住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限ります。）。
- ② 土地を取得した人が、その土地を取得した日前1年以内に、その土地の上に特例適用住宅を新築していたとき。
- ③ 特例適用住宅の要件に該当する新築未使用の土地付建売住宅（分譲マンションを含みます。）を新築後1年内に取得したとき。

#### B. 耐震基準適合既存住宅<sup>(注1)</sup>等<sup>(注2)</sup>用土地を取得した場合

次のいずれかの要件に該当すること。

- ① 土地を取得した人が、その土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を自分が住むために、取得したとき。
- ② 土地を取得した人が、その土地を取得した日前1年以内に、その土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を自分が住むために、取得していたとき。

#### C. 耐震基準不適合既存住宅<sup>(注1)</sup>用土地を取得した場合

次のいずれかの要件に該当すること。

- ① 土地を取得した人が、その土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得し、住宅取得後6か月以内に、耐震改修を行い、その証明を受け、かつ、居住したとき。
- ② 土地を取得した人が、その土地を取得した日前1年以内に、その土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得しており、住宅取得後6か月以内に、耐震改修を行い、その証明を受け、かつ、居住したとき。

#### D. 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅<sup>(注3)</sup>用土地を取得後、個人へ譲渡した場合

平成30年4月1日から令和7年3月31日までに、改修工事対象住宅用地を改修工事対象住宅とともに取得し、2年以内に当該改修工事対象住宅が6ページDの①から③の要件を満たし、土地の譲渡を受けた個人が自己の居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当すること。

- ① 当該住宅を譲渡する宅地建物取引業者が国土交通大臣が定める標章を使用し、地震に対する安全性その他の品質又は性能に係る基準に適合するこ

とを確認できるものであるとき。

- ② 当該住宅の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し一定の保証保険契約が締結されていることが証明されているとき。

(注1) ここでいう「特例適用住宅」、「耐震基準適合既存住宅」及び「耐震基準不適合既存住宅」とは、住宅を取得した場合の軽減措置（4、5ページ参照）のA、B又はCの条件を満たす住宅です。

(注2) ここでいう「耐震基準適合既存住宅等」とは、「耐震基準適合既存住宅」と「新築から1年を超える未使用の特例適用住宅」です。

(注3) ここでいう「改修工事対象住宅」とは6ページDに記載されている住宅です。

## 2. 減額される額

減額される額は、次の(1)又は(2)のいずれか多い方の額となります。

(1) 45,000円

$$(2) \frac{\text{土地 } 1\text{ m}^2\text{当たりの評価額の } 1/2\text{の額}}{\times \text{ 住宅 } 1\text{ 戸の延床面積の } 2\text{ 倍}} \times \frac{3}{100}$$

## ■申告と納税

### 1. 取得の事実に係る申告

不動産を取得した日から60日以内に、不動産の所在地を管轄する県税局等又は市町村に不動産の取得の事実を申告することとなっています。ただし、上記の期間内に不動産登記法の規定による表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合は、申告の必要はありません。

### 2. 軽減措置に係る申告

各種軽減措置を受ける場合には、原則として、軽減措置の適用があるべき旨の申告が必要となりますので、不動産の所在地を管轄する県税局等（65ページ）に次の書類を添付の上、速やかに申告してください。

※ 詳しくは、県税局等までお問い合わせください。

#### (1) 住宅を取得した場合の軽減措置（4～6ページ参照）に係る必要書類

##### A. 特例適用住宅

- ① 住宅の登記事項証明書
- ② 平面図（併用住宅・共同住宅・二世帯住宅の場合）
- ③ 認定通知書（写し）（認定長期優良住宅の場合）
- ※ 長期優良住宅の認定は、東部県土整備局、南部総合県民局、西部総合県民局又は徳島市建築指導課で行っています。長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合は変更認定通知書の写し、認定計画実施者の地位の承継があった場合には、認定通知書及び地位の承継の認定通知書の写しが必要となります。

**[B. 耐震基準適合既存住宅]**

- ① 住宅の登記事項証明書
- ② 住民票の写し
- ③ 平面図（併用住宅・共同住宅・二世帯住宅の場合）
- ④ 耐震基準適合証明書等（昭和57年1月1日前に新築された中古住宅の場合。ただし、住宅取得前2年以内に耐震基準調査等が終了したものに限ります。）

**[C. 耐震基準不適合既存住宅]**

- ① 耐震基準適合証明書等
- ② 住宅の登記事項証明書
- ③ 住民票の写し
- ④ 平面図（併用住宅・共同住宅・二世帯住宅の場合）その他の必要書類

**[D. 改修工事対象住宅]**

- ① 住宅の登記事項証明書（個人へ所有権移転後のもの）
  - ② 住宅の売買契約書、売渡証書等（個人へ譲渡した対価の額が分かるもの）
  - ③ 譲渡した個人が当該住宅に居住していることを確認できる書類
  - ④ 増改築等工事証明書
  - ⑤ 宅地建物取引業者であることを確認できる書類
  - ⑥ 耐震基準適合証明書等（昭和57年1月1日前に新築された中古住宅の場合）
  - ⑦ 平面図（併用住宅・共同住宅・二世帯住宅の場合）その他の必要書類
- (2) 住宅用土地を取得した場合の軽減措置（7・8ページ参照）に係る必要書類

**[A. 特例適用住宅用土地]**

- ① 住宅の登記事項証明書
- ② 土地の登記事項証明書（土地の取得者と新築住宅の取得者が異なる場合。証明日付が住宅新築日以降のもの）
- ③ 平面図（併用住宅・共同住宅・二世帯住宅の場合）

**[B. 耐震基準適合既存住宅用土地]**

- ① 住宅の登記事項証明書
- ② 住民票の写し
- ③ 平面図（併用住宅・共同住宅・二世帯住宅の場合）
- ④ 耐震基準適合証明書等（昭和57年1月1日前に新築された中古住宅の場合。ただし、住宅取得前2年以内に耐震基準調査等が終了したものに限ります。）

### C. 耐震基準不適合既存住宅用土地

- ① 耐震基準適合証明書等
- ② 住宅の登記事項証明書
- ③ 住民票の写し
- ④ 平面図（併用住宅・共同住宅・二世帯住宅の場合）その他の必要書類

### D. 改修工事対象住宅用土地

- ① 住宅の登記事項証明書（個人へ所有権移転後のもの）
- ② 土地の登記事項証明書（個人へ所有権移転後のもの）
- ③ 住宅の売買契約書、売渡証書等（個人へ譲渡した対価の額が分かるもの）
- ④ 譲渡した個人が当該住宅に居住していることを確認できる書類
- ⑤ 増改築等工事証明書
- ⑥ 宅地建物取引業者であることを確認できる書類
- ⑦ 当該住宅を譲渡する宅地建物取引業者が国土交通大臣が定める標章を使用し、地震に対する安全性その他の品質又は性能に係る基準に適合することを確認できる書類又は当該住宅の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し一定の保証保険契約が締結されていることを証する書類
- ⑧ 耐震基準適合証明書等（昭和57年1月1日前に新築された中古住宅の場合）
- ⑨ 平面図（併用住宅・共同住宅・二世帯住宅の場合）その他の必要書類

## 3. 徴収猶予

住宅用土地を取得して「住宅用土地を取得した場合の軽減措置（7・8ページ参照）」に該当する場合には、納期限内に徴収猶予の申告をすることにより、減額相当分が徴収猶予される場合があります。

※ 申告時に必要となる書類など、詳しくは、県税局等（65ページ）までお問い合わせください。

## 4. 納 稅

県税局等から送付される納税通知書により、定められた納期限までに納めてください。

※ 納税の方法や場所については、納税通知書（裏面）をご覧ください。